



島根県報

令和元年10月25日（金）

号外 第 6 0 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安告示】

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定（警察本部） 2
する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第79号**

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲について、次のとおり定め、令和元年10月25日から施行し、同月10日から適用する。

令和元年10月25日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子

1 災害の名称

条例第6条第2項の著しく激甚な災害は、令和元年台風第19号による災害とする。

2 手数料の免除対象者

条例第6条第2項の公安委員会が手数料を免除することが適当であると認める者は、令和元年台風第19号に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する者であつて、島根県内に避難し、又は住居を移転したものとする。